

# 須佐津考

津田 常名

Homepage 版  
Version 2.0

## 序文

「須佐津考」は津田常名の筆になる須佐の紹介文です。須佐湾のことについてこれほど纏まった文章は彼以前に於いては外に見当たらないのではないのでしょうか。ここに記されている須佐の名所旧跡や地名の歴史・由来などは今でも知らない人が多いのではないかと思えます。

昭和3年(1928)3月5日、須佐湾一帯は国の名勝および天然記念物に指定されましたが、そのとき内務省に提出された申請書の付属文書としては、「温故」第9号でご紹介した「内務省指定 名勝及び天然記念物須佐湾観光案内」があります。その外にこの「須佐津考」も提出されたことが近藤家に伝わる「須佐津考」によって判っています。

当時の須佐の状況はというと、須佐に電灯が点ったのは大正6年(1917)の事です。昭和元年(1926)に須佐へ萩、江崎間で初めて電話が開通。昭和3年3月25日には益田へ須佐間の鉄道が開通

し須佐駅が開設されました。須佐へ宇田郷間(8.8km)が延伸して山陰本線、京都へ下関幡生間が全通したのは昭和8年(1933)2月24日の事です。この機会に何とかして「山陰の秘境」須佐を日本全国に知らしめようと言う熱気が須佐中に盛り上がった時代です。

常名は須佐湾が国の名勝及び天然記念物に指定された翌年、昭和4年(1929)にこの世を去りました。

なお、常名自筆の原稿は一通り現存します。どちらが先に書かれたか確かなる根拠がありませんが、仮に書き込みの多い方を「草稿本」とし、書き込みが少ない方を「浄書本」として、本欄では「浄書本」を底本として読解します。そして「草稿本」と食い違う箇所を緑色の文字で表記します。

## 津田常名(1847～1929)について

常名は弘化4年(1847)12月19日、須佐村に生まれた。父は潤堀常堅といひ、領主益田氏の家臣であった。父は萩の益田氏邸で勤務中であつたが、病気のため常名が誕生してから十日目、帰村してから僅か十五日目にこの世を去つた。これにより専ら母の手一つで養育された。幼名は百合槌とよんだ。

嘉永6年(1853)七歳の時、伯父に当たる有田信平の習字場に通つた。安政3年(1856)正月、十歳の頃から波田与市右衛門の塾に通つて習字と素読の勉強をした。

十四歳の万延元年(1860)になると育英館に入学を許され、初めて武士としての文武修行にはげんだ。幼時松下村塾との交流生の一入である山田顕義に句読を学んだといわれる。翌文久元年(1861)

たまたま領主益田親施が領地須佐に帰ったとき、育英館生の中で文武精勤優秀の者 20 余名を選び出したが、常名もその中に加わることができた。翌文久2年(1862)正月、16 歳であったが領主益田家の侍御を命ぜられ君側に侍することになり、特に以後は名を公輔と改むべく命ぜられた。

文久3年(1863)17 歳、この頃から国事多難な時に向う。6月1日領主に従って下関に行き攘夷戦に遭遇した。この月末主人に従って京都に上った。間もなく8月 18 日暁になると突如として従来長州藩が警備していた境町御門の解除の変が起った。協議の結果、二条実美公以下、七卿を奉じて京都を出発した。領主親施も帰国したのでそれに従った。

元治元年(1864)18 歳の時、京都に上ったが7月 19 日になると有名な禁門の変が起った。常名も長州軍として戦って破れ帰国した。長州ではこの敗戦を境として、今まで静まっていた穩健派(俗論派)が急に勢を得、藩政の主導権を握り、須佐村も二派に分れたが次第に俗論派が実権を握るようになった。

常名は小国融蔵、大谷樸助等の勤皇正義派に賛同して、徳山幽囚の主人を奪い返そうとしたが俗論派の奸策に妨げられた。邑政堂吏員は俗論派と共謀して、小国、大谷、津田等に自宅謹慎、面会禁止の旨を命じた。

慶応元年正月二十四日、大谷樸助、河上範三らと謀り禁をおかして諸隊の義挙にくみして亡君の遺志を継ごうとする同志9名を集めて山口に達し、諸隊と気脈を通じ帰郷した。直ちに心光寺に入って、回天軍を組織して志士の団結をはかった。けれども反対党の方の勢力が強大になって回天軍の方から北強団に走る者も出て来た。

2月28日、邑政堂は大谷、河上、常名の3名を回天軍の頭首とみなし呼び出し、「汝ら三名は益田家に対する反逆者なれば、各々親族預けとする」と宣言された。

その後一室に幽閉し日夜監視を怠らなかつた。同月30日幼君の君命といつわり大谷、河上に屠腹を宣言し、同時に常名に対しては入牢の宣告があつた。常名に対して同罪であるが未丁年のため死一等を減じたためである。3月2日の夕方、萩干城隊幹部の国貞直人(のち愛知県知事)外二名が回天軍応援のために須佐にやって来た。大谷、河上二氏の屠腹に一步おくれ、忠烈二氏を救い得なかつたことを残念があつた。常名は松原仁蔵の宅に幽囚されておつたが直ちに解放するよつ命じ縛を解かれた。3月7日、国貞氏一行に伴われて、海路で萩に着、堀内の干城隊本営に至った。小国融蔵ら同志も解放され、今後の運動方針等の計画をたて干城隊の後援も約束された。回天隊再興の許可も得ることができたが須佐では依然として俗論派の勢力が強く回天軍の活動は困難であつた。そのため村外に出て奇兵隊に入隊する者が相続き 47 名に達した。

7月に入って奇兵隊を中心に本藩での急進派(正義派)の勢力は強まり、須佐の俗論派の巨頭及び邑政堂の重職にある者 10 人は、流刑、隠居、逼塞等の処罰が命ぜられた。

この状態の中で須佐村中の正気は再び燃えあがり、勤皇論が高まった。

慶応2年6月に四境の戦役が起り、常名等の奇兵隊は、豊前国小倉口に向って進軍した。可成りの苦戦の末に勝利を収める事が出来た。常名は斥候等の重責を果たし慶応三年正月、帰省した。帰休中に邑政堂から慰労の沙汰があつた。

慶応3年3月病氣療養のため帰郷し病氣の間、皇学を独修した。明治元年(1868)戊辰北征の役(越後奥羽方面)に参戦、各地に転戦しその間密使として重責を果たす等大きな働きがあった。戦いが勝利に終って10月庄内を出発し京都に凱旋した。明治元年11月帰省賜暇の際、益田家の許可を得、三蔭山に招魂場を創設した。後官祭招魂場となり、常名はその受持神官を命ぜられた。

明治2年より一年間、隊務免除の暇を乞い自費で京都皇学所に入った。

明治3年正月、長州藩内で有名な脱隊の変が起こった。その際、脱隊兵中に可成りの須佐人がおり、元回天軍の同志であった者もあり説得に当るので攻撃を待つてほしいと要望したが期限ぎれのため聞き入れられず、遂に武力制圧されてしまった。常名はこの事件後感ずる所があつて除隊を乞い帰郷した。

帰郷後三年間、飲酒喫煙を禁じて勉学に専念し、明治5年2月から育英館に在寓し、坂上忠助に従つて漢学を修めた。

明治七年須佐の自宅に帰った。

明治十二年、教導職試補の任命があつた。

明治十四年、須佐村村会議員に選ばれ、更に村会議長に当選した。

明治十六年、内務省から権少講義を拜命。

明治二十二年、権少教正に昇級。

大正三年、権大教正に昇進した。

昭和四年九月十一日、老衰のため没す。享年84歳。

常名はその母に対して孝養を盡すことは万人の認めるところで、殆んど毎日あんまをしてあげ、食事の時も母より先に箸をとる事

はなかつたと言われる。礼儀作法がまことに厳しく、挨拶の仕方、口上なども厳格で、少しの不作法も許さなかつた。いつも端然と、書齋の机の前に正座しており、すばらしい数の和学、漢学の本を讀書された。口数は少なく無駄口をせぬ方であつたが、人に接するには愛想よく打ちとけて話をした。健康に気をつけ、冷水摩擦を毎日行ない、飲食物は常にひかえ目で粗食で質素であつたが、いつもおいしそうに食べた。要するに古武士の風格を備えた人であつた。

著書も多いが主なものを列記する。

「産土神社考」「天則百首」「諸職祖神略記」「佐江史蹟案内」

「佐江管見」「須佐津考」「大谷樸助回天軍実記」「本教神理大要」

(出典) 須佐町教育委員会刊「幕末志士の学び舎 須佐育英館」

## 須佐津考(読解文)

長門可美山麓稔廼舎(ねんししゃ)主人記(津田公輔常名)

1頁

大原郷

わが須佐村は、和名抄に記せる長門国阿武郡六郷中の大原郷にして、須佐は須佐之男命の由緒に起れる大原港湾の称呼なりし

が、久しき年序を経るに従ひ、海浜漸々に埋りて陸地を拡大し、大原本郷の人戸は続々此新開地域に転居せしを以て、須佐の灣名はいつしか其村称と為りて、次で慶長五年(1600)益田氏の移住せらるるや、数百の士卒は相踵ぎて此地に來り、俄然、人煙櫛比の一市街を現出して、其の領内七か村の物資集散地と為りたり。大原の郷名は全く廃るる隨(ままた)に、元大原本郷をば上原・中原・下原と大別し、之(これ)を総称して三原とも云い、現今は上三原・下三原は上三原内に野 郷庁の所在  
中原の小字を残せり

## 2頁

地跡を三原原(みはらばら)と呼び、郷長の居住せし地を長者が原と呼び、尚其大字中の小区域を劃して桑原・春日原・宮原(みやのはら)・宅原・堂原(どうのはら)・黒谷地ヶ原・荒神原(後原(うしろばら)・火打が原等の名称を存せしは、郷名大原の記念と為したるもの如し。故に現今の三原は、益田氏旧臣以外なる須佐先住民族の母郷たるや論なし。

## 北谷

三原原(みはらばら)の正北なる山間に北谷ありて数十軒の農家散在せり。此字(あざ)の方位に出たるを以ても、三原原(みはらばら)は大原本郷の首脳地点たりしを証すべし。

## 松崎宮八幡宮

八幡宮は源氏旺盛時代、武門の崇敬殊に厚かりしかば、石見国津和野三本(松)城主・吉見正頼家の此地方を領有し、笠松山(かさ

まつやま)築城の時に當り、海岸松崎の地をトして神社を創建し、其崇敬凡(およそ)ならざりしかば、同家

## 3頁

より鼓頭給之袖判 御祭田寄附の証文 御修理田寄附の証文、更に毛利家の封内に転(うつ)りて、元就公より五石の社領を増加せられし等、数通の古文書は世襲大宮司家に伝來せしも、維新後司祭者の更迭数回にして今は其の所在を知らざるもの如し。益田氏移住後、星霜を累(かさ)ぬるに従ひて、街区整頓し、其の面目を一新したるを以て、産土(うぶすな)神社移転の必要を感じたれば、益田元祥の孫・就宣領主の時、更に現今の社地を撰定し、寛文元年(1661)八月、神殿竣工して遷宮式を挙げたりしが、就宣の子・就恒領主の代に至り、舞殿・拝殿・回廊等を築造して、元禄五年(1692)の秋、全く落成を告げたり。其の旧趾は現今共葬墓地と為りたるも、鬱蒼たる老松は点々散在して、三百年前松崎時代の面影を偲ばしめ、脚下の水涯には今猶八幡(やわた)が浜の称呼を存し、松崎を松嶋と誤れるは、湾内鶴崎を鶴嶋と言ふ例なるべし。寛文八年【注】(1668)阿闍

## 4頁

梨某堅謹書の棟札に、孝徳天皇大化六年(655)五月十八日、豊前国宇佐本宮より勸請せし由に記せるは、社家の杜撰に出たる縁起などに拠れるにもあるべけれど、地勢の沿革、時代の推移をも弁えざる俗説にして信ずるべからず、凡て神社仏閣(ごと)もに、其資格由緒を飾らんとして、某大社の分幣、某名刹の直末など誇稱し、創立を以て再建と偽り、為めに貴重なる考証材料を失うもの其の例尠(すく)ならず、又、宇佐と須佐と五音相通なれば、須佐の地名は茲に起(こ)れりなど言えるは棒腹絶倒すべきなり。

## 三原八幡宮

創立の時代詳(まびらか)ならざるも、現今の上三原区内なる字八尾(やお)の地に鎮座ありしを、後土御門天皇の文明二年(1170)に遷座し奉れりと言え、大原郷時代の産土神社たりしが如し。果して然らば松崎八幡宮より百年以上旧かるべし。松崎八幡宮の外、社領(せりょう)ありしは此神社のみなりしも、殊なる由緒なかるべけんや。

## 真宗・浄蓮寺

本村寺院中の最古刹にして、大原郷時代の開基なる由来確實にして、其遺

## 5頁

跡、上三原区内に在りて浄蓮の字を存せり。小早川隆景公、石見国出陣の途次、当寺に宿泊せられし事数度なりと言つ。

当寺の外  
大原本郷

に浄(常)福寺ありしも、郷庁廃絶の後、自然解除の運に遭えるもの如し、今猶其の字を存せり

## 須佐

既にも云々如く大原郷の湾名なりし、須佐津時代は海浜深く曲入せるを以て、現今人家稠密の浦東町・浦西町・中津町・水海(元御津海)等の地は、水波瀲灩(れんえん)たる海中にして、大港湾なりしは、水海に接続して津田在り、町名に中津あるは更なり。土質其他、証となすべき事多くあり、上古出雲政庁時代に於ける出雲・志良岐(今の朝鮮)間航路の好錨地点なれば、往復共に薪水食糧(草稿本=糧食)其他の闕(欠)損を補充し、更に天候を測定して出帆為(し)給いしなるべし。

(以下「草稿本」)上古の諸神は平素劔を佩き、戟を執りて不虞の変に備え給ひ。況や海外拓殖の政策に於いて、一日も武装を解くべからざる時に当たり、本港の如き一定の碇泊津に於ては、当代相応の軍政的設備ありし事は、出雲・古志(越)の国(能登・岬角・日向・西瀬間の宗像港等の如き断片的事実を参照して推測せらるるなり。能登・岬角・宗像湾等の事は、上古三  
大航路考の題下に於いて別に詳述すべし)如斯(か)か(か)る重大なる関係由緒あるを以て、須佐之男命は御親(みづか)ら其御霊を鎮め置き給ひて、其神号を存し給ひしなるべし。

出雲国飯石郡に郷名須佐あり。紀伊国在田(有田)郡にも同一郷名ありて孰(い)ずれも須佐之男命の縁故に出たり。殊に出雲国なるは同国風土記に神須佐之男命詔(みこと)此国者雖小国国処(くに)に(こ)こ(こ)故、我名非著木石、詔而即、己命之御魂鎮置之処、然大須佐田小須佐田定給故、言須佐即有正倉、此の国は小国といえども、国(こ)こ(こ)故に私の名前を木や石につけるべきではないと詔して即ち自分の御魂をここに鎮められた所、然るに大須佐田・小須佐田と定め給う、故に須佐と言つ、即ち正倉がありと伝えたり、  
正倉は保久良

## 6頁

と訓(よみて御霊を祀れる小祠宇なり)【注】(草稿本)「小祠宇を言ひ」千家清主(せんげきよぬし)出雲宿禰俊信主国造(こくぞう)の本村の文士・松井某に賜いし短冊に、「須佐能里(すさのさと)」、須佐(すさ)婦(すさてふ)名古曾(なごそ)石乃上(いそのかみ)、経留起(ふるき)神代迺(かみよ)の(安所能古流良士(あとのこるらし))とある歌をも思つべし。

## 御津海

今は水海と記(か)けるも湖水の痕跡と見るべき地勢に非ざるのみならず、之(これ)に接続して津田の字あるを以ても、水涯の漸次

に埋もりし耕地たるは知るべきなり。然れば水海(みずうみ)の「豆」(づ)は美都海の都を濁音に呼び転(うつ)せしものなるべし。当湾内に入り、物資の需要其他、大原本郷の民家に対する交渉談判の必要なる船舶は、此の曲汀に深く擱入するの便宜なるを以て、須佐之男命の御船も屢々着岸せし遺跡なれば、殊に御津海の敬称を存せしなるべし。撰津国難波津(なにはづ)を難波の御津(みづ)・住吉(すみ)の御津(みづ)・大伴(おほとも)の御津などいへるは任吉神社あるに因り、近江国湖畔の御津は七社に対しているにて、みな敬称なり。尚出雲国仁多郡三津郷名を始め、同義の称呼は例多し津田の字は恰も其津頭なる投錨地点にあたり。

## 7頁

### 神山 海拔一七五八尺

此山岳は石見国三瓶山以西、馬関海峡以東の航海線に於いて、最大目標たる位地を有し、遠距離の舟子・船客、此方位に向へば東西の陸地は殆眼界に入らずして、洋中に突兀たる一嶋嶼あるの觀あり。出雲政庁時代に於ける志良岐行は、回国日御崎(ひのみさき)より此山岳を指して石見海岸を通過し、帰航の時は、遠く数十里外より此山岳を望みて、海峡を横断せしなるべし。山名加宇山(こうやま)は須佐之男命の由緒に起これる神山(かみやま)の音便にして、(以下草稿本)神山中に神山の小字(こあざな)あるも此の神社の所在地なればなり。

## 8頁

神を加宇と唱ふるは神戸・神崎・神代・神足など地名姓氏等に其の例枚挙に遑あ

らざる

【注】(章稿本)＝例多し

高の字を填(あ)てたるは、音便に泥

める後世人の妄なり。

出雲・志良岐間航路の休泊地点として、武的設備の在りし由来に基き、佐々木高綱の長門守護職たりして、伝説を連結して、好事家の捏造せる変形談片(断片)なるべしと思われども、当代猶此山の

## 8頁

他群峯に超越せる一靈山として、神聖視せられし一斑を窺ふべき価値ある伝説なり。

### 神山(かうやま)神社

此山に神山の小字ありて、其地に神山神社と称たる旧社在り。後世、神山の公区前地に属したり。山麓に御祭田等ありて其経営の宏壮なる、鐘楼・御手洗川等の設備あり。鐘楼の廃跡は今猶鐘撞メ(之免)の字(あざ)を残せり海浜より社殿に至るの間、華表(鳥居)三基を配置せり。其祭儀の厳肅なる、毎年九月朔より同十四日に至る満日には、御輿三軼、麓なる広瀉の浜に出御ありて、夫れより御幸地海老嶋また鶴崎とも言いたりしが、今は鶴嶋と呼べりまで船橋を仮設したり、往古の社地は後の社地より聊東に寄り二町許(ばかり)上れり、今猶石垣の跡を存し、堤及び老松一株在り、南朝後醍醐天皇延元二年(1337)、野火の災に罹れり、此の時、大神は飛鳥の如く空を翔り、此地なる一大石上に影向(えこう)つ、神仏の姿ありしを以て社地を變更し、社殿を再建せりと言つ。尚其有名にして崇敬非凡なりし事は、湾外往復の船舶は必ず其の帆を下し丹誠を凝らして航路の安全を祈り、本港碇泊の時は必此の神社に

## 9頁

参詣するを例と為せしのみならず、大原本郷の住民は更なり。陸行旅客の為には一箇所の定設遙拜所在り、四季随時の花を供へて、各自の安全幸福を祈りしかば、今尚其跡を存し、号(なず)け

て上花立・下花立といえり。其祭神は、上古須佐之男命の御親のみ  
みずから鎮め置き給ひし御霊を祀れるは、**上にも言ゆる如くなれ**  
**ど** (章稿本) (論) (あげつら) (ふ) (返) (も) (無) (け) (れ) (ど)、其の御母神伊邪那美命をも  
配祀せしものなるは、花立ての故事にて知らるるなり。 然らば、神社

創設の当時

に於ける其規模の如何を論せず、実に 然るを須佐之男命をば加良神(か  
長門国第一の旧祠宇なりしを思つべし)

**らかみ**と称し 須佐之男命の御子・五十猛命を加良神と称して宮内省に祀られ

し例あり。御父子俱に大陸からの神、韓神で守護神として宮内  
省に祀られていた神か、御父子俱に大陸地方の治水事業、拓殖政策の爲め屢往復し

給ひし御事跡あるを以て、孰(し)ずれ(も)も加良神と称すべし、加良は上古大陸地域を  
指せる汎称

なればなり。又於吾見所知之國 不有浮宝則未佳 **あがみのしらす**  
**くにおいて** **うきたからあらずは** **よからじ**と、詔(のりたま)ひて、船

船製造の用材たるべき杉・松等を始め、植林事業に御功績ありし  
史実によりて、船霊(ふなだま)の神とも称せる故に儒学の権威あ  
る時代に於て、漢土黄帝号は軒轅氏の、剡木為舟 剡木為

## 10頁

**楫** 舟のために木をそぎ、楫のために木をけずるの伝説に附会して黄帝と  
誤称せられ、次で神山を高山と書ける時代と為りては、弘法大師  
云々など紀州高野山の縁起を加味して、終に寛文十一年(1672)  
十月、厚狭郡小野村より瑞林禅寺を移して紹孝寺の末寺と為  
し、其境内に一社殿を建立し、誤称黄帝を之(これ)に移して、領  
主より社領米三石四斗を給与し、紹孝寺住職の弟子大宥を住職  
と為して、社務を司らしめ船霊の神徳を宣揚せしめしかば、神山  
神社に対するの信仰は全然此神社の有に帰したるものなり。爾  
来数代継承、以て今日に至り神聖なる古跡、貴重なる伝説を忘  
却して村名須佐の由来をさえ知らざるに至りしは遺憾の極みとい  
うべし。如斯(かく)て相殿伊邪那美命は紀州熊野神社より勧請せ  
しものの如く、熊野八相権現など称して、依然其の社殿に在座  
(ましま)せしも、漸次衰頹の悲運に傾き、其規模を縮小しつつ猶

## 一社の資

## 11頁

格を保有するに努めたりしが、維新後、神社整理の命令下に産土  
神社に合併して、其の社殿を解除するに至りしは痛嘆に耐えず、  
時ありて神山神社の復旧を図るは神人の期待する所なるべし 天保

年 間、神仏淫祠廢除の嚴達ありし時、瑞林寺境内黄帝の祠宇は淫祠なるに依りて解除  
すべきの命ありしに依り、住職信徒協議の結果、沖浦区鎮座山王神社を移して、須  
佐之男命の誤称黄帝をば之に合祀すべき双方の交渉相纏り、其認可を得たれば、爾  
後山王神社を公称したりしも、歳月の久しき、其制度の緩むに從ひて、いつしか黄帝  
に復歸せり。又瑞林寺は一仏間たるべき資格を具せざるを  
以て、明治八年、官より廢寺の命ありて爾後妙高庵と号す。

## 平嶋通夜堂

平嶋は湾内嶋嶼の最大なるものなり。嶋背平坦なるは其称の起こ  
る所以(ゆえん)なり、此嶋に通夜堂の称あるも今其遺跡の見るべ  
き無く、其堂の廢絶は殆(ほとんど)百年前なるべしと古老の談な  
り、平嶋・中嶋間は船舶の好錨地点にして、冬季風波の多きに当

## 12頁

り、帆檣林立の美觀を呈するは、佐江十二景中に中嶋泊舟ある  
を以ても知るべきなり。然れば神山神社時代は更なり。其黄帝化  
せる後と雖(いえども)、苟(かり)にも航海の人にして、此神霊を  
崇敬せざる者無きを以て、本祠参拝の後、猶数日の繫泊を為すと  
きに於て、夜間此嶋に上り、本祠を遙拝して天候の回復を祈り、  
神酒直饗(なほらい)の宴を張り、其傍(かたわら)無聊を慰めたり  
しを以て、通夜堂の設備は必要なりしなるべし。

## 雄嶋(をしま)

湾口の正中に嶋あり、これを雄嶋と称(い)えり。【注書】周廻七丁三十間 神武天皇記に五瀬命(いつせのみこと)崩御の事を記して、到紀伊国男之水門而詔 負賤奴之手乎 死為男建而崩故号其水門謂男水門也 紀伊の国に至り、をのみなとて詔(の)りたまわくや(こ)が手負いてや おたげびてまがりなむとし かむまがりしきかゆえ そのみなとを おのみなとていつなりとあり。男建(おたげび)は雄々しき大喊声を発するなり 此嶋名の雄も須佐津の休泊地点を発して、更に海路の危険を冒さんと為る時に臨み、雄々しく建(たけ)く声うち揚げて、発航の御稜威(みいつ)天使の威光(を)奮ひ給う例な

### 13頁

りしより号(な)けたるものなるべし。

## 中嶋神社

湾内に中嶋ありて、其嶋頂に弁財天と俗称せる神社あり。狭依毘売命(さよりびめのみこと)亦名(またのな)市杵鳥姫命(いちきしまひめのみこと)を祭りて、田心姫命(たごりこひめのみこと)・湍津姫命(たぎつひめのみこと)をも配祀せし由なるが、此三女神は筑前風土記に、宗像大神自天降居崎門山之時(むなかたのおおみかみ さきとやまに あまくだりまし)のときより(云々)とあるを以て、九州方面に降り坐(ま)しし神として、其山号を同地方に発見せんとせるは徒勞なるべし。此神等は其御名義より考ふるも、海外治水事業に重大な関係あるべきは更なり。

雑誌神道第四十九号に  
投稿せし経国と治水の題  
下に詳、 出雲国に在坐(ま)し(ま)して 大國主神、田心姫命に娶(みあ)ひまして、其の御間(おなか)に二柱の御子生

坐(あ)れま(し)また湍津姫命(たぎつひめのみこと)に娶(み)ひ坐(ま)して生坐(な)ま(し)な(と)を、熟々思(ま)うべし 御弟(みおと)五十猛命神(い)そたけるのみこと)・八束水臣津野神(やつかみづおみ)のみこと)等と俱に、御父須佐之男命の御功績を扶翼(たす)け奉りて、志良岐(しらぎ)方面には屢往復し給ひしなるべければ、其天降地は出雲国なるべき 竇縁(いんえん)つらなる、からみつく(あるを以て想ふ)

### 14頁

に、出雲政庁時代の志良岐航路は、同国日御崎を以て発着地点と定めらるべき予期もありて、崎門山(さきとやま)の佐伎は日御崎の崎、登(のぼ)り水之門(みなと)の登、即ち御崎港の義なるべく、其港湾近き山岳をば崎門山と言ふるに、其山に降り給ひし由の伝説なるべし。神名式に出雲国出雲郡御崎神社ありて、社記に、上社八束水神相殿三座田心姫・湍津媛・厳島姫とあり 今簸川郡に在り國幣神社 然れば此神等の御遺跡の須佐津に存するは当然の事にして、神山の麓、広瀨の水浜より三丁許(ばかり)上がりて弁台 弁天台の略称 と云ひ、又古社(ふるやし)と称ふる一小地区あり。 中嶋神社祭典の夜、海に其地に篝火を燃して盛儀を擧ぐるの古例ありしなり 往古、此神社の在りし地なるも、御船の投錨地点たりし、御津海の埋まりて後は、其地に奉遷(神体)を移すとして崇敬怠らざりしが、旧領主益田氏移住の後、享保十四年六月、田万村字市味(いちみ)鎮座白山神社を奉迎して、同一地区に莊嚴なる社殿を建立せられしより、

### 15頁

地主神たる厳島神社は白山神社の末社とも見るべき失体(態)と為りしを以て、数年の後、此神社をば更に湾内中嶋神社に遷し奉れ



りの止むを得ざるに至れりと言ふ。然れば当中嶋神社は上古、須佐津時代の遺跡として有力なる証拠の一たるべきを、これまた神社整理の際、神山神社と同じく解除の悲運に遭たりしは惜しむべし。(章稿本)＝神社整理徹底下に解除せられしは惜しむべし。如此かくて嶋名中嶋は大国主神讓国退隱の時に当り、此神等、筑前国宗像湾の沖、中辺(おきなか)三嶋に各神体(かむざね)の形代(みかたしろ)を残して、北海道主貴(わたのきたみちぬし)のむちと鎮座(しづまりま)して市杵嶋姫命(いちきしまひめのみこと)の別号を中津嶋比売命とも称(まお)せるより起これる、御鎮座後の称呼なるべし。(章稿本)＝呼称ならんか。

## 中津町

湾口より一直線に入り来たれば左に御津海在り、右に青浦(あおら)ありて、其の中間、即ち正面位地に深く曲入せる水涯を中津と言ひしものなるが現今は陸地と為りて、

## 16頁

浦東町・浦西町・中津町等の町名を存せり。浦町・中津町の間を流る須佐川在りて、之に架するを湊橋といひ。百五十年前(章稿本)＝港橋と呼び。百二三十年前までは漣漪(さざなみ)岸を洗ひ、数百石積の帆船この所に繫泊せし実況を記憶せりと兒童時代に聞き得たりとは古老の談なり。(章稿本)＝せりと口碑に伝たり。

## 海士(あまヶ)地

和名抄、信濃國小泉郡に海部

安末無倍、あまむべ

また越前国坂井郡に海部

安万無倍と録(し)るせり。倍(べ)は米(め)とも通いて、群すなわち牟礼の約なるは例多し。上既に言へるが如く、上古の諸神は荒振(あらぶる)神、伏(まつろ)はぬ人に備ふるため、常に武装を解き給はず、須佐之男命の如き海外経営に従事し給ひし豪邁の神等にして航海の時、相当の警備有りしは言ふ迄も無し。細戈千足国(く)の義なり。海士族は其航海に扈從警衛せる船卒にして、有事の日の海兵、無事の日の漁業者たりしかば、言義

## 17頁

は海護(うなまもり)なるべし。宇奈の約は阿と為り、万牟は万母里の略転なり。又阿万牟を略して阿万とも阿武ともいへり。

治水殖民の時運も経過して、航路要津の施設も自然其跡を絶つに至れるを以て、海士はいつしか漁獲專業者の称となりしなるべし。諸国の郡名地名に阿万と称するもの数多ありて、其大概は中世以降漁業上の關係に出しなるべきも、隠岐国海部郡、筑前国宗像、二郡の海部郷を始め上古の武備的由緒ある称呼の残れりと思はるるも亦多し。後世鰐ヶ地と書けり。其対岸に鰐淵の子(あざ)あるは、貝養殖の事ありしに因れる新字(あざ)なれば、海士が地の分割区たるや疑い無し。

朱雀天皇の承平元年(931)、石見国益田郷勝達寺の開基たりし淨蔵大徳、三善清行の第八子の其途次、大原本郷より海岸に出れば、名にしおふ須佐の入江の風光明媚、眺望に余念無かりしかば、且(し)ばら(く)此地に在らばやと神山神社に参籠し、一夕遙かに海士が地方面の点灯を認め、海浜を辿(たどり)て其部落に到り、谿流に沿ひて上ること数丁、清浄第一の

## 18頁

霊地をトして庵室を結び、居ること三十年、七十四歳にして入寂せりといつ。今猶浄蔵貴所の墓と伝へて其遺跡を存し、墓前に一祠宇を建立して浄蔵大徳の霊を祀り、修験者・戒定院 元金寿院 といひ 在りて、其司祭者たりしが、維新の際、院主は神職となりて内山氏を名告(な)のり、浄蔵貴所の祠宇をば鏡山神社と改称せり。

海士が地の水浜に一株の老松あり。其枝垂れて水面を払えり。号(な)づけて下松(さ)がりまつといふ。浄蔵の此地に来るや、其法力靈験を土人に示さんと欲し、此松に対して呪文を唱えたらば、其末梢忽(たちまち)屈折して現状を為せりと伝えたりしが、四十年前に枯死せしは惜しむべし

## 阿武浦(あむつら)

上古須佐津時代に、海士族の一部落を為せし地にして阿牟(武)浦といつべきを阿夫良を便称せしが、現今の浦地区開拓以後、此方面の人煙全く廃絶して耕地と化(な)り何時しか阿武浦をば油と誤書し、其水涯を油ヶ磯と呼ぶに至れり。又此地に

### 19頁

隣接して大越と称(と)な(ふ)る一小地区と元阿武越なりけんを阿武の大と転訛せしは阿武中の大井阿武嶋の大嶋となれるを始め其例多々あり。然れば当湾内に海士ヶ地・阿武浦の東西相對して海士族の居住せし跡なる事著し。

## 大越

【注】この大越の部分は「浄書本」では記述が無く、また「草稿本」では抹消されている

佐江十二景中に、大越の落雁ありて湾内勝地の一たり。三女神を

祀りし弁台の旧址も、其距離遠からざれば、「(虫損)隣接して大越と称うる一小地区も、元阿武」越なん事は大井の阿武居(あむい)、大嶋の阿武嶋なるなど準へて知るべし。然れば当湾内にては海士が地、大越の東西相對して海士族の居住せし旧跡なるべし。

## 尾浦

古名大浦なりしも、文化文政の頃より尾浦とも混書し、現今は全く尾浦と誤れり。此大浦も大井村などの例の如く、阿武浦にはあらざりしが、此地に阿武氏の旧家あれども、文化十一年十二月火災に罹りて其の系譜の焼失せし由なるは遺憾といつべし。

## 帆柱

古老の口碑に因れば、神山(かうやま)黄帝、始めて船を造り給ふ時、其帆柱を此地より伐出せるに起(こ)りし地名なりと。須佐之男命の誤伝なるは云迄もなし。海岸の山林にして、船

### 20頁

船製造の用材を出すは、古今決して珍しからず。然るを殊更に其地名として永く後世に伝ふるは其故無かるべからず。神功皇后征韓の役、其製艦材料を出したりて、厚狭郡船木村なる故事伝説を参照すべし。以下「草稿本」現今の地理にては、海浜より相距る一里の地にして、其運搬頗る不便なるが如くなれども、上代は神山岬角の背後なる江崎港の字江津区域に深く曲入せし由なれば、海路の便想像るべし。

## 津守氏

高山の東麓字野頭に津守氏あり。大原郷時代の旧家にして益田家移住後世々相襲(あいつぎ)て野頭村の里正たりし門地なり。上古須佐津時代に於ける御津海は津守護職、即ち当家の管掌下に在りしと思はるは、維新当時迄も猶御津海新開地域の大半を領知せしもの如し。当主の先代廃藩置県の際、世襲の職を失いしより家運漸く衰頹して、今より四十年前当主幼少の時、一家離散の悲境に陥りたるを以て、其の墓地には、益田家移住前の年号を彫刻せる古墳数基あり

### 21頁

るも、今其系譜を調査するの便無きを如何せん。

## 唐津

海浜を距たるき里、唐津の一部落在り。豊公征韓の役、益田家の軍に属して帰化せし鮮人某、改称土谷六郎右衛門の居住して、陶器製造を開始せるに起りし地名なる由の伝説ありと雖も、果して然らば、萩地に同一由来に因りて唐人山の称あるが如く、唐山或は唐谷など唱ふべき地勢なるにも拘わらず、唐津といへるは上古須佐津の別称なりしを後に鮮人の居住せし新なる縁故を以て、此一小区域を専ら唐津と称することとなりしには非ざるか、否らざれば津(の)文字全く無意義なればなり

肥前国なる唐津は、元海浜なりしを後に現今の地に移せしものなりと

然れば、元御津海津頭にして、大原本郷に上る谷を加波良谷と云ひ、元中津々頭たりし地区に加波良丁・中加波良等の称

あるも加良の加の余韻を引

### 22頁

きて加阿良と称へたりしより、後世に妄に河原と記す事と為りて、韓(から)の本義を喪(う)しな(ひ)たりしには非ざるか。須佐之(男)命の御子・五十猛神を加良神と称(ま)お(せ)る例証は既に説(し)り。然れば須佐之男命を加良神といひ、其親密なる関係地に加良てふ名を負せたるは怪むに足らず。況(ま)して五十猛神も須佐之男命と共に当湾に入り給ひし由縁あるべきは論(あ)げ(つ)らふ迄も無し。菊を字鏡に辛与毛木(からよもぎ)とあるを、和名抄には、加波良与毛木(かほらよもぎ)と記せり。加良の加波良と転訛せる例なり。尚言はば、神名式(じんみょうしき)、豊前国田川郡に辛国大姫大目神(からくにおおひめおおめのかみ)ありて、其郷名を香春(かほる)と言ひ、又同書筑後国三井郡に高良玉垂命神社ありて当国の一の宮なり。其祭神は諸説区々にして一定せずと雖も、武内宿禰と云ふが正しかるべくして、土人は山を加宇良山と云ひ、神社を加波良様といふ由なれば、孰れも加良の加波良・加宇良など転(うつ)れる例なり。当村野頭区内の小字に、高浦の称あるも、旧記には河原(こうら)と記せり。神山の山腹にして河原など称ふべき地形に非ざれば、是亦、加良の転訛にして須佐津時代の遺跡なるべし

## 白須山(しらすやま)

新撰六帖に「長門なる阿武の郡の杣板(そまた)は、もろこし人もすさめざらめや」とありて

すさめざらめ  
まじとある本

### 23頁

の誤りなるは言  
つまでも無し

上古大陸地域の膂肉(そじし)の空国(からくに)なせる時代に於ける韓国方面の用材は、主と我阿武郡より輸出運搬せしものと思はるるを、郡内にては当山脈の産出其大部分を占めたりしを以て、新羅杣山(しらそまやま)の称ありしなるべし。

曾万の約、佐なるを佐と須は通音なれば転れるならん。上古は朝鮮を志良岐とも志良とも言ひ。又皇大神宮の御樋代(みひしろ)材を採れる信濃国木曾山を御杣(みそま)山と定め給ひしを始め凡て一定の用材地を指して其杣山と称する例なり。

往昔阿武郡六郷時代には、大原郷に属せしなるべきも、此山脈は阿武郡を縦断せる大山脈にして、現今の白須は惣郷・福川二村に跨り、更に田代山(たしろやま)と称(とな)ふる部分のみ須佐村に属せり。畏友宮内省図書寮出仕・逸見伸三郎氏が須佐を賞玩(すさめ)に云ひかけて、上の一二の句に隠心せしめたるは、歌学上めでたしとこそ言わめと言えるも亦感(めでたし)

## 阿武郡

阿武は安万無倍(あまむむべ)の略称なるべき事は、上海土(かみあま)が地の条下に説(し)るを、阿武郡十八ヶ村

### 24頁

を統轄せし郡衙在り。一郡の惣社八幡宮在りし大井村は、和名抄阿武郡の郷名に阿武とある是なるが、其村内に名勝阿武の松原ありて、古歌に阿武の松原と詠みしを、音便に於々(おお)の松原と称ふるを以て、大井村の阿武井村なるを知り

大の訓は於保(おほなるも、音便)

に於々といふは常なり。井

其海中なる大嶋の阿武嶋なりし事をも推断せらるるなり。此沿海海土(あま)族の有名なりし事は、万葉集

十三卷に「処女等之、麻笥垂有続麻成長門之浦爾云々、阿胡之海之荒磯之於爾 浜菜採海部処女等纒有領巾、文光蟹手二巻流玉毛湯良羅爾白栲袖振所見津相思羅霜」おとめらが、をけに垂れたるつ

みをなす、長門の浦に朝なぎに、満ち来る潮の夕なぎに、寄せ来る波のその潮のいやますますにその波のいやくくわがもに、恋ひつづれば阿胡の海

の荒磯の上に浜菜つむ、海人をとめどもつながせる、ひれも照るがに手に巻ける、玉もゆららに白たの、袖振る見えつ、相おもつらしも、とありて、其の阿胡、即ち大井村の隣村奈古(なこ)なる事は万葉集 七巻に、撰津国住吉の名児を吾見(あこ)とも詠めるを見て、異称同地なるを知るべし。然れば阿武郡海岸は上古の阿万無倍(あまむむべ)、即ち海土部族の集団地区なりしなり

大日本地名字書に、幽齋紀行を引きて、阿胡海を秋湾の古名と為るは

### 25頁

発れば奈古沖より大井沖に亘(わた)れる大嶋沿岸を打廻らす涛声の遙かに聞えたる由なるべし

畏友東京國學院大學の教授西川権氏より来簡中に阿武郡阿武郷など称(まお)す地名の原

意義如何は大に古典的の關係有之争に御座候云々 元海土二語の内、何連に属すべきか云々 阿武も蓋海土の原始的干係地方に有之べくと思はれ候事にて、従て阿武郷と共に海土族の氏神たる住吉神社名を称せる住吉郷も在り、又此海土族は真珠を以て其名譽の一徽号(きごう)「はたじるし」とする。恒例の如く多萬郷と有之、古語に此真珠を「まの珠」と云ふを共に万葉集に長門国の阿胡浦・阿胡海あり云々、以上悉く海土族干係の顯著なるものにして、今昔物語中の阿武太夫なるものは即ち其一大氏族中の宗家たり。其辺にての氏の長者たるべく、然らば其古居址もあらば御地方郷土誌研究上の中心眼目の点共不相成哉と存候との指教に接せしが、其大概は予が考証の本旨に反(そむ)かざる有益の参考資料たるを以て其ま、

### 26頁

此処に記入せり。

## 大津郡仙崎港

須佐・馬関間に仙崎港あり、須佐湾に匹儔(ひつちゆう)するの良港なり。風位潮流、須佐湾に入るの不便にして、仙崎に寄港するの止むを得ざる時もありしを以て、仙崎は自然須佐津の支津たるべき関係ありて、海土族の常備、其他臨機の警戒も須佐に亞(つぐ)の施設ありしなるべし。本村に有名なる祇園神社在りて、其の祭儀の盛大なる郡内第一位なるが、該神社は萩椿村、現今の県社八幡宮の地域に鎮座ありしを、文禄の末、慶長の初めの頃此地に奉遷したりし由なれば、豊公征韓役に於いて、上古の対韓史上に光彩ある須佐之男命の鎮祭位地を、軍隊発航の仙崎港に進めて、専ら神威の発動を祈り、此神の御親征を意味せしものなるべし。

## 27頁

以上、列叙せし考証に因りて、須佐湾は上古の一大要津なりし事は明白なるべきも、出雲雲(政の誤り力)斥撤廢以降は、出雲・志良岐間航路の碇泊地点たりし須佐津及仙崎津も、対外政策上の必要無ければ、年代を経るに従ひ、警戒兵備の機関も解除せられしは云つ迄も無きを、神功皇后征韓のこと発り、豊浦帝都を以て策源地と定め給ひし、出師計画の急要なるに當りては、同地の背後なる日本海、殊に韓国の対岸に、元須佐津の別津たりし大津郡仙崎港の在るありて、其方面に残存せる上古の戎的装置、右武(ゆづぶ)、軍事(習俗)の遺影を振作せしめ、裏日本海岸の權威を集中活躍せしむるに於て、有望なる便宜あるを發見し、元須佐津に残れる武装関係の事物、其利用すべきは、零碎洩らさず之を移せるは更なり。阿武郡沿岸に散居永住せる海土族後裔を招集せ

しは其主要目的なりしなるべし。仍て按ふに大津郡の郡名も、阿武郡沿

## 28頁

岸の海土族徴兵を仙崎港に集めて隊伍編成、堂々たる発航の事ありし由来を以て、阿武津の呼称は起こりしならん。阿武の転(つ)りて大となれるは、大井村の例あり、同郡にも大嶋在り、又大浦の字もありて、文政年間迄は潜水・貝取りをもつて專業となし、女海士の多かりし由旧記に見えたり。西川権氏が、大津郡は神功皇后征韓役に臨時津政を布かれて、其の兵艦を發遣せしめ給ひしに起因せる郡名なるべし、同郡向国(むかつく)の地名も由ありげなる由言えるをも参考すべし。

## 萩町浜崎住吉神社(県社)

社伝に據(よれば)、明暦元年(1655)当浦漁人の海上遭難に當り、撰津国住吉神社の冥護を祈りたるに、其の靈験顯著なりしを以て、本社のお分靈を勧請し、鶴江台上恵比須森に其祠宇を設けて鎮祭したりしが、其の後毛利綱広注(章稿本)吉宗藩主の崇敬厚かりしを以て社殿を建立し、現今の地に奉遷せられし由なるも、和名抄阿武郡住吉須美与之及神戸等の郷名あれば、後世民間私設の神祠には非

国譜備考 文政二年 田敬之識

明暦元 勸請泉州境住吉 於鶴江恵比須森

万治元 浜崎住吉社造立 鶴江ヨリ遷ス

寛文元 住吉祭礼始

## 29頁

ずして、対韓史実に由緒ある一大古神社たりしや疑無し。然れば、神功皇后征韓役に於て、其神勅の任に豊浦郡住吉荒魂(あらみたま)神社を創建し給ひしと同時に、須佐・仙崎間に於ても凱旋奉養の爲め、其中央地点たる萩地の一突角、鶴江台の地形をトして、【注】(章稿本)＝撰んで 神社の建設ありしなるべし。【綱広】  
【注】(章稿本)＝吉宗 藩主の崇敬厚かりしも、当時猶征韓役の關係を忘却せられざりしを以て、其神殿の廢頽を慨(なげ)きて、之を復旧せられしにもあるべし。然るを漁人遭難云々の口碑に存のこ(れる)は、阿武郡海岸に散在せる海士族の召集に応じて従軍したるが、激浪怒濤の危険を冒し、専心軍務に執掌せしも、軍神住吉大神の神威発動に因れる赫々たる武勲を以て千危万難を免かれ、珍(めで)たく凱旋したるが故に、其の奉養として神社は創立せられたりてふ伝説なりしを、阿万は漁人の汎称となり了(をは)れる、後世の誤解妄断によりして既述の口碑を存せるなるべし。

### 30頁

尚此神の御偉績に就ては其征韓の神勅は更なり。古語拾遺に「至於磐余雅(稚)桜朝、住吉大神蹟矣、征伏新羅、三韓始朝」【いわれのわかぎくらのみかどに至りて、すみのえのおおかみあらわれたまひ、しらすぎをうちすめて、みこのからくに、はじめてまいく。云々とありて、現人神(あらひとがみ)とも号(まお)せるなど、其神異のいかに尊嚴偉大なりしかを畏々(かしこみ／＼)も拝察すべし。】